平成２８年（家）第３０６０号
滋賀県彦根市立花町２番２号　三番町ビル３階　しろまち法律事務所
申立人　田嶋明日香
本籍滋賀県蒲生郡日野町大字内池907番地、最後の住所滋賀県東近江市東沖野２丁目６番12号、死亡の場所滋賀県東近江市、死亡年月日推定平成27年11月10日、出生の場所滋賀県蒲生郡北比都佐村、出生年月日昭和11年８月３日、職業無職
被相続人　亡　岡　　二郎
催告期間満了日　平成29年３月15日
大津家庭裁判所彦根支部

平成２８年（家）第７０７８８号
大阪市中央区平野町２－２－13　マルイト堺筋ビル３階
申立人　尾熊　弘之
本籍大阪府大阪市大正区三軒家西２丁目57番地、最後の住所大阪市大正区三軒家東１丁目14番２号、死亡の場所大阪府大阪市大正区、死亡年月日平成27年10月21日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日大正14年５月９日、職業無職
被相続人　亡　植松滿利子
催告期間満了日　平成29年３月７日
大阪家庭裁判所

平成２８年（家）第７０１０９号
兵庫県姫路市大黒壱丁町50番地　姫路総合法律事務所
申立人　土居　由佳
本籍兵庫県赤穂市加里屋1757番地、最後の住所兵庫県赤穂市加里屋南１番地11、死亡の場所兵庫県相生市、死亡年月日平成27年６月29日、出生の場所兵庫県赤穂郡赤穂町、出生年月日昭和24年１月22日、職業無職
被相続人　亡　宮本　博子
催告期間満了日　平成29年３月８日
神戸家庭裁判所姫路支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２８年（へ）第３号
大阪府門真市島頭３丁目10番５号
申立人　株式会社ケイテイ運輸
代表者代表取締役　倉田　由行
権利を争う旨の申述の終期　平成28年11月２日
平成28年８月２日　　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＩ60118
金額　20,000,000円
支払期日　白地
支払地　大阪府門真市
支払場所　株式会社近畿大阪銀行門真南支店
振出日　平成26年１月30日
振出地　白地
振出人　株式会社ケイテイ運輸　代表取締役　中山　一子
受取人　株式会社ハウスプロデューサー
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第８号
広島県呉市築地町１番24号
申立人　株式会社ダイクレ
代表者代表取締役　山本　　浩
権利を争う旨の申述の終期　平成28年11月15日
平成28年８月１日　　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ242958
金額　124,500円
支払期日　平成28年９月10日
支払地　福岡市
支払場所　株式会社みずほ銀行福岡支店
振出日　平成28年５月16日
振出地　福岡市
振出人　日之出水道機器株式会社　代表取締役　浦上　紀之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２８年（家）第３３６号
福島県耶麻郡磐梯町大字大谷字落合4202番地
申立人　小林　嘉信
本籍神奈川県川崎市幸区小向町12番、最後の住所川崎市中原区上新城１丁目10番15号　さつきハイツ101
不在者　浦上　トク
昭和20年７月11日生
届出期間満了日　平成28年12月２日
横浜家庭裁判所川崎支部

失踪宣告

平成２７年（家）第７８２０号
本籍山梨県南都留郡富士河口湖町河口2719番地、最後の住所東京都世田谷区桜丘３丁目25番４号
不在者　小河原　弘
昭和11年３月29日生
平成28年８月５日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第６４号
本籍神奈川県横浜市緑区北八朔町1591番地１、最後の住所横浜市緑区北八朔町1591番地１
不在者　江田　和眞
昭和29年２月21日生
平成28年８月４日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第６０５号
本籍北九州市小倉北区金田１丁目98番地、最後の住所北九州市小倉南区北方１丁目９番21号
不在者　東　　都
昭和２年１月６日生
平成28年８月４日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２８年（家）第３８２号
本籍山口県大島郡東和町大字西方1604番地、住所川崎市川崎区昭和２丁目10―11昭和コーポ203
申立人（失踪者）　中本　享雄
昭和21年３月15日生
平成28年８月６日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

平成２８年（家）第１４６号
本籍大分県大分市大字寒田255番地１、住所大分県由布市挾間町古野192―１
申立人（失踪者）　佐藤　寿幸
昭和39年１月１日生
平成28年８月６日失踪宣告取消審判確定
大分家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２８年（へ）第１号
大阪市中央区谷町７丁目５番８号
申立人　児玉株式会社
代表者代表取締役　児玉　直樹
権利を争う旨の申述の終期　平成28年７月28日
平成28年７月29日　　新潟簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ224968
金額　496,800円
支払期日　平成28年３月31日
支払地　新潟市
支払場所　株式会社みずほ銀行新潟支店
振出日　平成27年11月30日
振出地　新潟市
振出人　株式会社本間組　取締役社長　本間　達郎
受取人　三進工業有限会社
裏書人　三進工業有限会社　代表取締役　安斎　一彦
被裏書人　白地
最終所持人　申立人